

議会改革検討小委員会作業部会 次 第

日時：令和5年2月9日(木)
本 会 議 散 会 後
場所：議会運営委員会室

- 1 開 会
- 2 令和4年度の検討結果のまとめについて
- 3 情報端末機器に係るガイドラインについて
- 4 その他
- 5 閉 会

ペーパーレス会議システムにおける資料の保存年数等について（案）

資料の保存年数等の考え方

- 資料は現年度分を含め5年分を保存する。
 - 資料格納開始から5年経過後、その次の年度初めに1年目の資料データをまとめて消去する。（R8年度の初めに利用者にアナウンスの上、R3年度分を消去）
 - 上記を基本とするが、万が一データ容量の上限を超過した場合は、事前に利用者にアナウンスし、一定期間を経た上で、最も古い年度の資料データを削除する。
 - 資料データの消去にあたり、必要なものがあれば、各利用者においてダウンロードをする。
- ※ SideBooks 上のデータを消去した資料は議会事務局で紙でも保管しているため、データ消去後も情報提供は可能。

イメージ図

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
							R10
						R9	R9
					R8	R8	R8
				R7	R7	R7	R7
			R6	R6	R6	R6	R6
		R5	R5	R5	R5	R5	(消去)
	R4	R4	R4	R4	R4	(消去)	
R3	R3	R3	R3	R3	(消去)		

過去データ

【資料データ容量の圧縮について】

- 容量超過に備え、データの容量圧縮が可能なソフトを用いて、SideBooks に格納する資料データの容量圧縮に努めることとする。
- ※ 編集機能の高いソフトウェアを用いて圧縮すれば、データ使用料は年間2GB程度となるため、契約上限の11GBは超過しない見込み。

京都府議会 I C T 利活用推進・実施計画の 進行に関する検討結果（二次答申）（素案）

※ 波線部は整理済みの事項（本会議のペーパーレス化に関する協議関係）

◆ 本答申の趣旨

京都府議会では、平成 29 年度から、審議の充実等を通じた政策提案・提言機能の強化を目的として、議会の情報化に関する調査研究を開始し、平成 30 年度には、委員会における情報端末機器の使用を試行実施するとともに、令和元年度には、議員力・議会力を高める府議会の I C T 化の調査研究を行うなどの取組を行ってきた。

そして、令和 3 年 3 月には、これまでの調査研究結果を踏まえ、「京都府議会 I C T 利活用推進・実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、以降、①広報・広聴の I C T 化、②議員活動の I C T 化、③議会運営の I C T 化の「3 つ」の I C T 化の取組を着実に推進してきたところである。

このうち、①広報・広聴の I C T 化については、聴覚バリアフリーを目指し、令和 4 年 12 月定例会から、「リアルタイム字幕配信システム」を導入するなどの取組を実施するとともに、②議員活動の I C T 化及び③議会運営の I C T 化については、「ペーパーレス会議システム」を活用した委員会運営等の試行を進めてきた。

議会改革検討小委員会及び同作業部会においては、令和 3 年度と 4 年度の 2 年度にわたり、上記試行の検証等とおして、府議会における I C T 化の最初の到達点（目標年次）とされた令和 5 年度に向けた実施計画の進行について検討を重ねてきた。

その検討結果を「京都府議会 I C T 利活用推進・実施計画の進行に関する検討結果」（令和 4 年 3 月答申、以下「一次答申」という。）と併せて、ここに答申するものである。

◆ 令和4年度の検討結果

1 ペーパーレス会議システムの本格運用のあり方

実施計画において、府議会のICT化は<5つの基本方針> (※)のもと、その取組を推進することとしているが、令和5年度から「本格運用」されることとなっているペーパーレス会議システムに関する基本的な考え方について、以下のとおり確認する。

- 京都府を含め社会全体で取り組んでいるペーパーレス化、デジタル化は、そのメリットを府議会の運営や議員活動に活かすために推進していく必要がある。
- そのため、府議会の会議においては、適宜ペーパーレス化等を検討し、そこで得られた課題を踏まえながら、慎重かつ迅速に進めていくべきである。
- また、会議以外の場面においても、府民等の利便性の向上や職員の負担の低減、コストの削減につながるような資料の電子化については積極的に推進していくべきである。

以上の基本的な考え方を踏まえ、令和5年度以降のペーパーレス会議システムの本格運用のあり方について、(1)、(2)のとおり検討した結果を提言する。

※<5つの基本方針>

- ① ICTの利活用がもたらす様々なメリットで府議会の機能を高めるICT化に取り組む。
- ② それぞれの議員の状況に応じ、ICTのメリットを生かすことができ、導入によるデメリットが生じないよう配慮・工夫する。
- ③ ICT化を更なる開かれた府議会につなげるなど、府民視点を重視する。
- ④ 執行部のICT化の進展状況に応じた取組とするなど、ICT化が、かえって職員の事務負担を増加させることのないよう、十分留意する。
- ⑤ 汎用的なクラウドサービスの活用など、ICTのメリットと費用とのバランスを図る。

(1) 府議会の会議のペーパーレス運営

ア 本会議におけるペーパーレス会議システムの利活用について

本会議におけるペーパーレス会議システムの利活用についての検討を行い、次のような結論に至った。

検討結果

- 審議の充実等を目的に試行実施されている委員会のペーパーレス運営とは異なり、本会議は、委員会での審議結果を受けた議決の場であり、ペーパーレス運営の効果が少ないこと。
- 本会議場における Wi-Fi 等の設備整備には相当の費用が必要であり、その費用に見合うメリットが乏しいこと。
- ペーパーレス運営における情報端末機器は、議員個人が保有する端末を使用することとしているため、公開の場である本会議でのこれら情報端末機器の使用は馴染まないこと。

以上の点から、本会議においては、現段階ではペーパーレス会議システムを直ちに導入する必要はないが、社会情勢の変化や 5 G 等の通信技術の進展を注視しつつ検討していくこととしてはどうか。

なお、本会議場の大型モニター等の導入についても、実施計画における広報広聴の ICT 化の観点から、効果的な ICT ツールの活用策として費用対効果を見極めながら、今後検討するとともに、社会情勢の変化に伴い、本会議場での情報端末機器の公費導入の検討や情報端末使用のルールづくりを進めてはどうか。

イ 常任・特別委員会（予算・決算・計画特別委員会を含む）におけるペーパーレス運営について

府議会では令和 3 年 9 月定例会から全ての常任委員会において、また、令和 4 年 6 月からは全ての常任・特別委員会において、ペーパーレスによる運営を試行してきた。（試行方法については資料●～●を参照）

この試行に対し、議員、執行部、事務局職員へのアンケート調査（資料●～●）等を実施し、検証を行った結果、次のような結論に至った。

検討結果

- アンケート調査の結果、情報端末機器の操作と委員会の運営については、ともに問題がないとする意見が大勢であった。
- ただし、予算・決算等の分量が多い資料については、議員の約半数が紙の資料を廃止してよいとしている一方で、約半数が紙での資料配布を希望していた。
- 執行部からは、情報端末機器を操作するための机の設置や、理事者用モニターの設置場所の変更、通信環境の更なる改善等、設備面に関する要望があったが、委員会室のスペースや費用面から、直ちに対応できる状況にない。

以上の点から、常任・特別委員会においては以下のとおり、令和5年度以降、ペーパーレス会議システムを本格運用することとしてはどうか。

- 常任・特別委員会においては、情報端末機器や通信環境のあり方、モニターの設置等の設備面、府政記者会や府民への情報提供等も含めて、令和4年度の試行と同様の運用方法をもって、本格運用とする。
- 紙資料の配布については原則廃止とするが、予算・決算等の分量が多い資料については、希望する議員に対して紙資料を配布するなど弾力的な運用を行う。
- また、紙資料を使用する議員が電子資料に移行できるようにするため、より使いやすいシステムやファイルとなるよう、引き続き改善に努める。
- 執行部対しては、執行部自体のペーパーレス化等のICT化の進展状況を踏まえ、過度な負担を求めないよう引き続き留意する。

ウ その他会議のペーパーレス運営について

令和4年度においては、常任・特別委員会の他に、次の会議においてもペーパーレス運営が試行された。

- ・ 議会運営委員会理事会
- ・ 理事調整会議
- ・ 広報広聴会議
- ・ 関西広域連合連携協議会
- ・ 議会改革検討小委員会/同作業部会

検討結果

令和5年度以降の本格運用においては、常任・特別委員会以外の会議についても、令和4年度の試行を踏まえ、それぞれの会議の特性に応じて、ペーパーレス化に取り組むこととしてはどうか。

エ その他

【今回協議】 ペーパーレス会議システムに格納する会議資料の保存年数

(2) ICTセキュリティ研修のあり方について

実施計画に基づき、府議会ではICT化の進展に伴い、各議員が情報端末機器等を適切に管理できるよう、セキュリティに関する研修を実施している。

初回となる令和3年度には全議員を対象として、ICTセキュリティに関する基礎的な知識を共有するための対面型の集合研修を実施し、令和4年度には資料●のとおり各議員がそれぞれのニーズに応じて任意でWeb動画を視聴する方式の研修を実施した。

令和4年度の研修に対する議員アンケート（資料●）について検証・検討を行った結果、次のような結論に至った。

検討結果

- 令和4年度のWeb動画による研修については、議員アンケートはおおむね好評であったが受講者は全議員のおよそ半数に止まっていた。Web動画による研修は、議員によってICTについての習熟度が異なることにも対応できるため、各議員に積極的な受講を促しながら、毎年度、実施することとしてはどうか。
- ただし、全議員でICTセキュリティに関する基礎的な知識を共有することは重要であるので、改選期に新任議員に対する説明会に併せて対面型の集合研修についても実施することとしてはどうか。
- また社会問題等により、全議員が新たな知識等を共有することが必要になった場合においても、適宜、対面型の集合研修等を実施することとしてはどうか。

2 情報端末機器の使用・管理に係るガイドラインの策定

一次答申において、「情報端末の扱い等に係るコンプライアンスについてガイドラインを作成する」ことが確認されたことを受け、その内容について検討を行った結果、次のとおり提言する。

検討結果

コンプライアンスに加え、セキュリティその他の情報端末機器の取扱いに関する府議会の共通ルールを規定する「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」(資料●)を策定してはどうか。

3 その他 ICT ツールの導入について

実施計画に基づき、ペーパーレス会議システムやリアルタイム字幕配信システム以外にも、議会・議員活動に資する ICT ツールを導入することについて検討を行った。

令和3年度の議会改革に関する検討結果（「緊急事態における府議会の機能発揮に関する検討結果」及び一次答申）を受け、令和4年度においては、「緊急事態対応」及び「事務局からの連絡・調整」に活用できる ICT ツールについての知見を得るため、専門業者から資料●のとおり、それらに資すると考えられるグループウェアについての説明を聴取した。

この説明内容に基づく検討の結果、次のような結論に至った。

検討結果

- グループウェアの導入が、現状の議会運営の ICT 化に効果を発揮するのか、現時点で判断するのは難しい。
- 新たな ICT ツールを導入したとして、それが使えない（使わない）ものとなってはならない。全ての議員にとって導入の効果が実感できる ICT ツールを選定するためには、先進事例等の更なる調査が必要である。

情報端末機器の使用・管理に係るガイドラインの作成について（案）

基本的な考え方

- 令和5年度から府議会のICT化の本格実施に向けて、情報端末機器の使用・管理に係るセキュリティ・コンプライアンス上の府議会共通ルールを策定する。
- 共通ルールの策定に当たっては、従来の議会改革の議論の中で合意されてきた内容や、委員会等での試行に当たっての申合せの内容を明文化する。

主な内容

- ガイドラインの趣旨を規定 【第1】
- 議員、議会事務局の一般的な責務を規定 【第2、第3】
- 情報端末機器は議員保有のものを使用すること明文化【第4①】
- 情報端末機器及び議会で使用するアプリの管理方法等を規定【第5、第6、第7】
- 本会議場では情報端末機器を使用しない旨を明文化 【第8①】
- 議会の会議における情報端末機器の使用ルールを現行の試行方法の申合せ（別紙）を基に明文化
 - ・ 会議で使用できる情報端末機器を規定 【第4②】
 - ・ 会議において行える操作、禁止行為等を規定 【第8②～⑨】
 - ※ 以下は現行の試行方法の申合せ（別紙）に新たに追加
 - ・ 会議中に行える操作にアプリ（ペーパーレス会議システム等）の使用を追加 【第8②（4）】
 - ・ 情報端末機器の表示画面が傍聴者等の目に入ることについての注意事項を追加 【第8⑥】
 - ・ 議会事務局が議員が会議中に使用できるWi-Fi等の整備に努める旨を追加 【第8⑦】
- 管内外調査における情報端末機器の使用ルールを現行の試行方法の申合せ（別紙）を基に明文化 【第9】

京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン（案）

第1 ガイドラインの趣旨

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和3年3月に策定したICT利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

第2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
 - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
 - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
 - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

第3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

第4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）
*及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいるが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないように適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
 - (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
 - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
 - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
 - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、本会議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧
 - (2) 議事に関する資料等についてインターネットを利用して行う検索
 - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
 - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
 - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
 - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
 - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面での情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

第10 その他

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、速やかに議会アプリから必要な資料のダウンロードをすることを促した上で、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和 年 月 日から施行する。